第11号議案

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市税条例の特例に関する条例(令和元年亀岡市条例第21号) の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部 を改正する条例

亀岡市税条例の特例に関する条例(令和元年亀岡市条例第21号) の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第25条」を「第26条」に改める。

第3条第1項及び第4条中「法第24条」を「法第25条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部 を改正する条例案要綱

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関 する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。